

財務省告示第二百十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行	
利付国庫債券（十年）（第二百五	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六法律第一百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で三千八百八億円
五万	三千万	五億	五千	百三十六	万円	五	三	千	百	五	億	五	
千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	六	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三	十	
万	円	五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	
五	千	百	三	十	六	万	円	五	千	百	三		

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 2}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成十六年三月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年三月二十二日